

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2022年10月28日

【会社名】 株式会社S Y Sホールディングス

【英訳名】 SYS Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 鈴木 裕紀

【本店の所在の場所】 名古屋市東区代官町35番16号

【電話番号】 052-937-0209

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 後藤 大祐

【最寄りの連絡場所】 名古屋市東区代官町35番16号

【電話番号】 052-937-0209

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 後藤 大祐

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年10月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年10月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金7.5円 総額38,859,495円

ロ 効力発生日

2022年10月28日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、環境の変化に対応するとともに、迅速な意思決定による機動的な経営展開を図るため、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第25条)

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、電子提供措置に関する規定の新設および株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除ならびに経過措置等に関する附則の新設を行うものです。(変更案第18条及び附則第2条)

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

鈴木裕紀、後藤大祐、一柳泰行、玉本真也、岩田則子の計5名を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

堀江克由、森戸尉之、深井貴伸の計3名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬等の額を定めるものであります。

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

2020年10月28日開催の第7期定時株主総会において、年額200,000千円以内の取締役の報酬額とは別枠として、取締役(社外取締役を除く。)に対し、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権を、年額20,000千円以内と決議いただいております。監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬について定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	42,936	80		(注) 1	可決 99.67
第2号議案	42,940	76		(注) 2	可決 99.68
第3号議案					
鈴木 裕紀	42,847	169		(注) 3	可決 99.46
後藤 大祐	42,847	169			可決 99.46
一柳 泰行	42,847	169			可決 99.46
玉本 真也	42,847	169			可決 99.46
岩田 則子	42,839	177			可決 99.44
第4号議案					
堀江 克由	42,845	171		(注) 3	可決 99.46
森戸 尉之	42,847	169			可決 99.46
深井 貴伸	42,839	177			可決 99.44
第5号議案	42,806	210		(注) 3	可決 99.37
第6号議案	42,799	217		(注) 3	可決 99.35
第7号議案	42,812	204		(注) 3	可決 99.38

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。